

当院の施設基準

◎明細書発行体制加算について

領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お伝えください。

◎医療情報取得加算について

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◎医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応しております

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行っております
3. オンライン資格確認をして取得した診療情報を閲覧・活用できる体制を有しております
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について対応を検討しております
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声がけを行っております。
6. 医療 DX 推進体制に関する事項および質の高い診療を実施するため十分な情報を取得し、活用して診療を行っております。

◎一般名処方加算について

当院では、薬剤の安定供給と患者様への円滑な薬の提供を目的として、一般名処方を実施しております。

◎夜間・早朝等加算について

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降・土曜日 12 時以降は夜間早朝等加算が適用されます。

◎検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料について

当院では、医療 DX への取り組みとして、「検査・画像情報提供加算」および「電子的診療情報評価料」を算定しております。紹介元（クリニック等）が電子的に検査・画像情報を提供すると 30 点加算（診療情報提供料(I)）、紹介先がそれを閲覧・活用し、要点を診療録に記載すると 30 点（電子的診療情報評価料）が算定されます

◎運動器リハビリテーション料（Ⅱ）について

運動器リハビリテーション料（Ⅱ）は、骨折や慢性疾患などに対する機能回復訓練（1 対 1 の個別リハ）において、厚生労働省が定める一定の人員・施設基準（常勤理学療法士 2 名以上など）を満たした医療機関が算定するリハビリ診療報酬です。1 単位（20 分）170 点（1,700 円）で、1 日最大 6 単位まで、発症・手術から 150 日まで算定可能です。

◎二次性骨折予防継続管理料 3 について

当院では、一度骨折をされた患者さんが、二度、三度と繰り返し骨折してしまう（二次性骨折）のを防ぐため、「二次性骨折予防継続管理料 3」を算定しております。多職種が連携し、薬物療法や転倒予防を継続して二次性骨折を未然に防ぐことを目的としています。